

たいにいい・ぼっくすつうしん

Vol.97

令和5年
4月14日

Re:START～新しい気持ちで～

新しい学校、新しい教室、新しいクラスメイト。期待と不安が入り混じったなんとも表現しがたい心境であることは、学校から帰ってきた子どもたちからの表情や会話などから窺うことができます。

年度の切り替えに伴い、年間研修計画を組みます。4月度の研修テーマは、毎年同じで、“障害者虐待防止法・身体拘束ガイドライン”についてです。令和4年度より、虐待防止委員の設置運営と虐待防止についての研修を年に1回以上実施することが義務付けられました。人権を侵害しないための適切な知識と重要性を認識するには年に一回でも多くなく、私たちは義務付けられる前から年に1回の研修を行い、虐待防止法施行から10年の年月が経過した今、研修の内容にも工夫が求められています。

2月15日、相模原市は中央区の市立児童クラブの女性職員が児童の手足などをテープで縛る不適切な行為があったと発表しました。3月20日、中央支援学校で精神的身体的虐待の案件があったとのことで説明会がありました。中央支援学校は、改善策として「人権意識の向上、それに伴う研修」を挙げおり、「研修をすれば改善されることなのか?」「具体的な取り組みの内容は考えていないのか?」など厳しい視点での質疑がありました。私も、学校長、県教育委員会に身体拘束3原則を存じているかを質問させていただき、「勉強不足です」との回答を受け取りました。

毎年行わなければならない研修内容について、責任を負う立場の者が“勉強不足”であることに関し、文科省と厚労省で人権意識についての取り組みがこんなに違うのか、この隔たりは新設された「こども家庭庁」にも生じるのではないかと感じるどころでした。WEBで「障害者虐待の防止と対応の手引き」と検索すると、厚労省ホームページに掲載されている資料を読むことができます。今日知らなかったことを明日には知っていることのできるは、情報の共有化が安易になった現代社会の特徴です。全ての福祉と教育に携わる人に、知識として備わることを願います。

たいにいい
のようす

写真掲載欄のため、内容を削除しております。

「障害者虐待の防止と対応の手引き」より

【参考】身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

介護保険指定基準において禁止の対象となっている行為は、「身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為」で、具体的には次のような行為。

- ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

「身体拘束ゼロへの手引き」（平成13年3月厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」）

5月の予定
母の日製作活動

5月 休業日

3日 4日 5日
6日 7日
13日 14日
20日 21日
27日 28日

